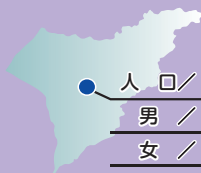




コスモス畑でかかしがお出迎え

話題

- 町のニュース
- 中学校だより
- 議会だより Vol.177
- お知らせ
- ヘルスメイト ほか



人 口	3,064 人
男	1,436 人
女	1,628 人
世帯数	1,668 戸

令和3年10月31日現在

今年も奈半利町平地区でコスモスが満開となり、観光に訪れた人々を地域の方々の手作りかかしがあたたくお出迎えていました。

令和3年度表彰式を開催しました



長寿をお祝いしようと、9月28日に
奈半利町保健センターにおいて表彰式
が行われました。



例年実施しておりました敬老会ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止せざるを得なくなり、今回は表彰者の方々のみ出席していただく形での実施となりました。

午前11時から式典が始まり、町長の式辞、祝
百歳（小野川茂子さん、
西尾秋子さん、大寺ケサ
代さん、手嶋和子さん）
と祝白寿（谷村花子さ
ん、近藤なみ子さん、竹
内裕喜さん、岡田光子さ
ん）のご紹介、模範老人
（川村信廣さん、服部洋

子さん、安岡幸男さん）
の表彰、金婚を迎えられ
たご夫婦（村山次郎さ
ん、治子さん）への祝辞
の後、来賓の方々よりお
祝いの言葉をいただき、
最後は出席者を代表
して濱中芳久さんより
お礼のことばが述べら
れました。

なはりの郷通信

～ごめん・なはり線観光列車でおもてなし～

10月8日よりごめん・なはり線観光列車の運行が始まりました。

物産館いちじくでは、観光列車に乗車するお客様に限定ブレンドのコーヒーを提供しています。ブレンドは異なりますが、物産館いちじくでは淹れたてのおいしいコーヒーや、東部のスイーツを取り揃えております。

2F部分はイートインも可能なスペースとして開放しております。（Free Wifiあり）

観光列車の写真を撮って物産館でティータイム。いつもとちょっと違う屋下がりをご過ごしてみたいいかがですか？

お問い合わせ先

いちじく販売：物産館いちじく

TEL0887-32-1288



令和3年度

奈半利町表彰式開催

10月30日(土)、奈半利町民会館において令和3年度奈半利町表彰式が執り行われました。

町表彰は、奈半利町の教育、文化、産業、経済及び社会福祉その他公益事業に功労が顕著であるなど、長きにわたり本町のために貢献された個人や団体の活動をたたえ表彰するものです。

本年度の表彰者は、多年にわたり幼保連携型認定こども園園長として乳幼児期の保育教育の進展向上に貢献された東明夫様、四国中学校総合体育大会柔道の部男子個人81kg級ほかの大会において

優秀な成績をおさめられた森田恵伍様の2人が受賞されました。

また、本町の教育振興のため多額の寄付をした小松英俊様に感謝状が贈呈されました。

表彰受賞者

東 明夫
森田 恵伍

感謝状受賞者

小松 英俊



奈半利町体育会野球部 第10回よさこいナイター2部優勝!

高知県で4月から行われていたよさこいナイター野球大会に奈半利町体育会野球部が出場し、2部トーナメントにて優勝しました。

1回戦にコールド勝ちすると勢いに乗り、西野慎投手を中心に次々と強豪チームを倒し、優勝することができました。

奈半利町体育会野球部は、奈半利町で野球をして育った選手が多く、ベテラン、中堅、若手のバランスがとれたチームワークの良さが一番のチームです。



これからも、活動を続けながら野球を楽しんでいきたいと思いますので、応援よろしくお願いします。

奈半利町体育会野球部メンバー

＜監督＞ 松尾浩一 ＜主将＞ 西野太貴
＜選手＞ 坂本貴史 松崎慎吾 松尾健二 柳井丈貴
西野 慎 伊藤 正 仙頭 海 和田侑晟
畠中 快 松崎孝平 松村凇斗 山中海飛
山中大成 横田 聖 西岡直哉 淡路龍飛

4/22 1回戦 対まんしゅうズ 7-0 (6回コールド)
(木) (投) 西野慎 - (捕) 松崎孝 ◆2塁打=松尾浩

まんしゅうズ	000 000	0
奈半利町体育会	013 021	7

7/30 2回戦 対G・Fゴルフ倶楽部 3-0
(金) (投) 松崎慎・西野慎 - (捕) 松崎孝
◆2塁打=仙頭 ◆3塁打=横田

G・Fゴルフ倶楽部	000 000 0	0
奈半利町体育会	120 000 ×	3

10/3 準々決勝戦 対南国市役所 1-0
(日) (投) 西野慎 - (捕) 柳井 ◆2塁打=伊藤、山中大

南国市役所	000 000 0	0
奈半利町体育会	000 001 ×	1

10/20 準決勝戦 対高知市消防局 4-0 (6回時間切れ)
(水) (投) 西野慎 - (捕) 松崎孝 ◆本塁打 伊藤※ランニング
◆2塁打=山中大 ◆3塁打=横田

高知市消防局	000 000	0
奈半利町体育会	300 001	4

10/26 決勝戦 対セントラル 4-1
(火) (投) 西野慎 - (捕) 松崎孝

セントラル	000 100 0	1
奈半利町体育会	040 000 ×	4

Vol.57 中学校だより



郷土料理教室

10月22日、私たちは保険センターでヘルスメイトさんたちと郷土料理を作りました。

献立は五目寿司、鶏の唐揚げ、野菜のかき揚げ、なます、そうめん、わらびの卵とじでした。デザートで羊羹とリンゴのウサギがありました。

私の班では、野菜のかき揚げとリンゴのウサギを作りました。

かき揚げをまとめ形を整えるのが特に難しかったです。ひとつにまとめようとしてもバラバラになり、やっとまとめ油に入れると形が崩れたりしました。何個かいびつになってしまいましたが、成功したのもあって良かったです。

自分たちで作った郷土料理はおいしかったです。特に五目寿司がおいしいと私は感じました。

今回郷土料理教室で、かき揚げの作り方が分かったので、家で作って家族に食べてもらおうと思いました。（吉田 未来）



僕たち1年生は10月12日に調理実習で郷土料理を作りました。

最初、僕は郷土料理を作ったことがなく、とても緊張していました。

けれど、実際みんなで作ってみると、案外上手に作れたし、ヘルスメイトさんにコツなどを聞くとさらに上達して、とてもおいしそうに作れたなと思いました。

作ったものを食べてみると、良い味で満足感でいっぱいになりました。

それに郷土料理がこんな身近にあるんだなと知って、とても驚きました。

機会があれば一品でも良いから作ってみたいと思ったし、郷土料理を周りの人に共有したりして、多くの人に知ってもらいたいと思いました。（藤田 聖也）

中学最後の体育大会

今年の体育大会は、去年とは少し違うところがあったけれど、とても楽しい体育大会になりました。

3年生は、少ない人数でリーダーとして全員を動かし、1・2年生は3年生の手伝いを自分から行って、くれ、すごく助かりました。

私が体育大会で嬉しかったことは、中学校最後の体育大会でムカデ競走と大縄跳びがどちらも1位になれたことです。

どちらとも1位になることが、クラス全員と谷脇先生の目標だったので、目標を達成することができてよかったです。

今年の体育大会は本当に良い思い出になりました。来年は、2年生を中心にまた楽しい体育大会にしてほしいです。（松本 帆七海）



1年生 ▶ 親子木工教室

10月21日は、バードカービング作家の堀田幸生さん（香南市）を講師にお招きし、1年生の親子木工教室を行いました。コロナ禍で昨年から学P行事が行えていなかったので、親子で活動する姿を見るのは久しぶりです。

今回の工作は、親子で作る総檜造りの家の制作でした。15cm×25cmほどの杉の板の上に桧の木っ端で将来住みたい3階建ての家（総檜造り!）を建てるのが堀田さんからの課題でした。家の中で生活する自分たちを思い描きながら制作に励む親子あり、制作は親に任せて木っ端集めに励む子どももありで、2時間ほどの工作に楽しく取り組む姿が見られました。



きのうぼくは、おかあさんといっしょにてんまどのいえをつくりました。てんまどみたいなあながあいた木があったので「てんまどのいえ」という名まえにしました。

すごくむずかしかったのです。ぼくはいけだ先生のまねをして、テーブルをつくってもうだいおのがたテレビをつくらせてうれしかったです。

4かいだてまでしかつくれなかったけど、すごくまんぞくしています。

はっぴょうは、きんちょうしたけどふたりでいっしょけんめいつくったからゆうきを出していえました。（1年 川村はると）

ぼくはきのう、おかあさんとおや子こうさくでいえをつくりました。木をえらぶのはむずかしかったけれど、すごくいいえをつくらせてうれしかったです。

ぼくは、あのいえがもしあったら、すごくたかいとおもいます。いっしょけんめいお金をためてあんなふうないえにすみたいです。みんなとかぞくですんでいっしょにゲームをしたいです。たかいテレビをかってみんなでユーチューブを見たいです。

（1年 松本そうすけ）

2年生 ▶ 生活科見学

9月21日（火）、2年生は馬路村へ生活科見学に出かけました。

まず、ゆずの森加工場を訪問しました。まだ収穫の時期ではないので、工場は動いていませんでしたが、受注するところや発送するところなどを見学した後、ゆず製品についてお話を聞きました。子どもたちは、たくさん聞きたいことがあって予定の時間を越えてしまいました。見学後は、森林鉄道の体験乗車を楽しんで帰ってきました。

今後は、奈半利のことについて探検をしながら調べていきます。



2年生 ▶ さつまいもの収穫

2年生19人が5月に植えたさつまいもの収穫をしに、米ヶ岡へ行ってきました。長雨の影響で豊作とはいきませんでしたが、子どもたちはそれぞれ一生懸命土を掘っていました。

自然豊かな米ヶ岡で苗植え・収穫体験ができたことは、2年生にとっても良い思い出になったと思います。収穫したお芋の一部は、19日（火）に『さつまいものみそ汁』で提供させていただきました。



今日、ぼくは米がおかにサツマイモほりに行きました。

はっぱの下らへんのところが太くなっていないとサツマイモではありません。

サツマイモを1回目にほる時、一ぱつで大きいのができました。うれしかったです。上の畑のサツマイモがほとんどなくなった時、下の畑のサツマイモをぼくとるあちゃんてほろうとしたけど大きすぎてほれませんでした。しいなちゃんが来ました。とてもきょう力してほったけど、なかなかほれませんでした。その時、先生が「水とうのどこにあつまってください。」と言ったのでいそいでほったらギリギリなんとかほれてうれしかったです。魚をとったみたいな気持ちになりました。

ぼくは、自ゆう時間に虫とりにむちゅうになって、秋さがしがざんねんながらできまませんでした。だけど、見つけられなかった秋さがしをまたしてみたいです。

(2年 小松 晟)

今日、わたしは米がおかにサツマイモほりに行きました。

サツマイモは、ひっぱってもすぐにぬけませんでした。スコップでほりました。大きいサツマイモもありました。わたしたちがうえたところは、あまりサツマイモがなかったのが下のはたけにうつりました。下のはたけは、サツマイモがたくさんありました。一つのはっぱに6こひっついているのもありました。大きいのもひっついていました。米がおかは、きれいな花がさいていました。

わたしは、サツマイモほりがすきです。

(2年 濱吉 音愛)

4,6年生 ▶ 海の活動を体験

10月5日にサンゴの移植体験を行った5年生に続き、21日は6年生、22日は4年生が海辺の自然学校で海の活動を体験しました。両日とも良い天気恵まれ、少しひんやりする秋風が吹く中、元気いっぱいサップやシュノーケリングを楽しみました。



5,6年生 ▶ 朝食についての講話

9月22日（水）、5・6年生が奈半利町の『食生活改善委員』のみなさんに、朝食の大切さについて講話をしてもらいました。

今年度はコロナウイルス対策のため、調理実習ができない中でしたが、食育5つの力が書かれたバンダナを基に、健康的な朝食についてしっかりと学ぶことができました。

中芸朝ごはん調査の結果もふまえながら、普段自分が食べている朝食を振り返る良い機会となりました。



3年生 ▶ 社会科見学感想

3年生は社会科で自分たちの暮らしと町で働く人々の関わりについて学習をしています。10月12日は、学校近くのスーパー（マルナカ）に協力していただき、店ではたらく人々の仕事のようすや工夫を見学したり、質問したりしてきました。

■ ふだん見ないコーナーがありました。くだ物が何しゅるいもあって、びっくりしました。お肉は手で切ったり、きかいて切ったりしているのを、今日はじめて知りました。魚は全部手で切っていました。同じ物でもいっぱいしゅるいがあるんだな。（3年 濱口 月愛）

■ 今日は、店長さんにしつ問をしたり、気になる所をチームになって写真をとったりしました。さいしょは、野さいやお肉や魚のしつ問をしました。お肉をさばいたり、お肉をミンチにする所を見てみると、見たことのないきかいがたくさんありました。ぼくは、とてもびっくりしました。（3年 太田 陽仁）

■ 見学に行ってみると、お肉をきかいで切ったり、魚をさばいたりしていました。ぼくは、きかいて切っているのを見て、お肉はきかいで切っていたんだと思いました。ぼくは、今日マルナカに行って色々なことを知ったので、また見学に行きたいと思いました。（3年 溝渕 大翔）

■ 今日、マルナカへ店内のしつ問や商品のしつ問をしに行きました。マルナカへ行くと店長がいました。お客の入れない調理場を見れました。調理場には、きかいがいっぱいありました。3秒でラップをきれいににつけるきかいはお肉を一気にきれいにするきかいはありました。日本にこんなきかいをつくった人がいるなんてすごいなと思いました。（3年 内川 琥太）

■ 今日の昼の12時45分にしつ問するためにマルナカへ行きました。みんな、マルナカの店長さんは、お年よりと思っていたけれど、なんとわかかったです。しつ問って大事だなあとぼくは思いました。AとBに分かれて行きました。店長さんにたくさんしつ問しました。マルナカは、しつ問したらちゃんと全部こたえてくれるんだなあと思いました。（3年 松平 湊人）

5年生 ▶ 海の学習



海の学習

10月5日、5年生は海の学習をしました。ふるさと海岸で準備をするとゴミ拾いを始めました。ゴミの中には、外国産のペットボトルがあって、外国のゴミが日本まで来るのにはおどろきました。

ゴミ拾いが終わると15分ほど休けいしてサンゴの移植を始めました。まず、石を選んで日付や年を書いてサンゴを水性ボンドではりつけます。ぼくが選んだサンゴは、「シコロサンゴ」と「キッカサンゴ」です。移植体験が終わると、シーカヤックに乗りました。みんなと息を合わせて右に曲がったり、左に曲がったり上手くコントロールしてこぐことができて楽しかったです。最後にシュノーケリングをしました。最初は浅いところでやっていたけど、深い方へ行ってみると移植したサンゴを見ることができました。また今度、移植したサンゴを見に行き、成長しているか見てみたいです。（5年 西内 陽翔）

サンゴ!!生きろ!!

10月5日に海の学習に行きました。私は、この学習でサンゴは大切にすると分かりました。

私は、今までの生活で海のことを考えたことがありませんでした。だって、もっと考えることがあったんですもの。でも今回の学習で、その「考えること」の中にサンゴのことが加わりました。危機のサンゴを救うため、移植などのできることがしたいと思います。この学習でたくさんの事を学びました。最後に…サンゴ!!生きろ!!

（5年 齊藤穂典花）



40歳～74歳の奈半利町国保に加入の皆さまへ

特定健診・がん検診を 受診しましょう

■特定健診とは…

この健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群の人を見つけ、生活習慣病を予防するための健診です（結果に応じて特定保健指導を行い疾病予防に努めます）。

▼対象者

・奈半利町国民健康保険（国保）に加入している40～74歳の人
※本年度中に40歳に到達する人（昭和56年4月1日～57年3月31日生まれの人）も対象となります。

▼必須検査項目

- ①問診
- ②身長・体重・腹囲測定
- ③血圧測定
- ④肝機能検査
- ⑤血中脂質検査
- ⑥血糖検査
- ⑦尿検査
- ⑧視診・聴診・触診

▼料金

・特定健診無料・がん検診一部有料

▼持ち物

・国民健康保険証
・特定健康診査受診券（紫色）

犬（ケン） 犬（ケン）
犬（ケン） 犬（ケン）



健康づくり声かけ隊長
古江掛増代

受診券は、集団健診終了後の8月下旬に郵送しました。
※病院受診等で受診券が必要な方はご連絡ください。

▼受診方法

「集団健診」、「個別健診」のどちらかを選んで受診してください。

※人間ドックも特定健診受診券が利用できます。

■集団健診

◆とき

11月28日（日）※午前のみ

◆ところ

奈半利町保健センター

◆中芸5力町村ごこの健診会場でも受診できますので、健康力レシダーをご確認ください。

※事前に申し込みをお願いします。

■個別健診

◆とき

希望する時期に受診できます。

◆ところ

県内の登録医療機関で受診できます。

※医療機関での受診に際しては、予約等が必要な場合があります。

※詳細は役場住民福祉課までお問い合わせください。

◆持ち物

①保険証 ②受診券

★より多くの人に

健診を受けていただくために

特定健診を申し込みされていない人を対象に、電話や訪問によるご案内をさせていただきます。

★75歳以上の人へ

対象者の方へ、水色の封筒で後期高齢者医療制度による健康診査の受診券と案内が届きます。

★国保以外の保険に

加入している人へ

特定健診・特定保健指導は、各医療保険者に義務付けられています。

受診を希望する人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

★隔年受診者の方へ

今年度は隔年受診者（毎年健診を受診していない方）に対して、町の委託する業者（ジェイエムシー株式会社）が、受診意向などについて聞き取りのために訪問させていただく場合があります。

お申し込み・お問い合わせ先

奈半利町役場住民福祉課

☎（38） 81181

令和2年度の決算を認定

一般会計歳出総額

35億1,879万円
(前年度比19.8%減)

特別会計の歳出総額

国民健康保険事業 **5億85万円**

簡易水道事業 **1億4,397万円**

漁業集落排水事業 **1,069万円**

後期高齢者医療 **6,037万円**

議会だより

VOL.177

令和2年度各会計の決算の状況

会 計 名	令和2年度 (歳入)	令和2年度 (歳出)	令和元年度 (歳出)	前年度対比 (歳出)	採決結果
一 般 会 計	36億1,455万円	35億1,879万円	43億8,669万円	80.2%	賛成者全員
特 別 会 計					
国 保 会 計	5億607万円	5億85万円	5億4,404万円	92.1%	賛成者全員
簡 易 水 道	1億4,432万円	1億4,397万円	1億2,267万円	117.4%	賛成者全員
漁業集落排水	1,362万円	1,069万円	2,288万円	46.7%	賛成者全員
後期高齢者医療	6,062万円	6,037万円	6,507万円	92.8%	賛成者全員
計	43億3,918万円	42億3,467万円	51億4,135万円	82.4%	

令和3年度 補正予算

一般会計 衛生費、諸支出金などに1億6,261万円を追加。

令和3年度各会計予算

会 計 名	既定予算額	追加予算額	予算総額	採決結果
一 般 会 計	29億3,455万円	1億6,261万円	30億9,716万円	賛成者全員
特 別 会 計				
国 保 会 計	5億5,991万円	264万円	5億6,255万円	賛成者全員
簡 易 水 道	1億1,820万円	259万円	1億2,079万円	賛成者全員
漁業集落排水	6,498万円	213万円	6,711万円	賛成者全員
後期高齢者医療	5,978万円	15万円	5,993万円	賛成者全員
計	37億3,742万円	1億7,012万円	39億0,754万円	

●令和3年 第3回定例会（9月）

9月定例会は9月13日に開会、町長からの行政報告の後、報告1件、人事案件2件、条例案件4件、予算案件5件、決算認定5件、発議1件、その他の案件1件を原案通り認定、可決し16日に閉会した。

一般質問には5名の議員が登壇し、「ふるさと納税再開への準備について」、「職員による不祥事について」、「羽根町加僧山の太陽光発電事業の維持管理について」などについて執行部の考えを質した。

主な行政報告（要旨）

○財政健全化法による 各指標及び財政運営

令和2年度決算における財政健全化法に定められた各指標については、3カ年平均の実質公債費比率は、近年は大きく改善されており、平成30年度1・4%、令和元年度1・2%、令和2年度は対前年度0・2ポイント減の1・0%と減少し、起債を発行する際に許可を必要とする基準の18%を大きく下回っている。

次に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、本町は赤字決算団体ではなく、将来負担比率についても、将来負担額よりも基金残高等の充当可能財源が多いことから、これらの指標に基づく評価を必要とせず、本町の財政は比較的安定傾向にあるといえる。

しかしながら、今後も引き続き、南海トラフ地震対策事業、生活基盤の整備、定住・移住促進事業、少子高齢化対策やそれ

に伴う社会保障費の増加など、多大な財政負担を必要とする課題が山積している。

各種事業の推進にあたっては、総合計画を基本とした中長期的な見通しのもと、事業の実効性費用対効果、優先順位等を確に検証し、計画的で有効な執行に努めていく。

財政運用については、各指標を注視しながら、産業振興による町税の増収や滞納対策の強化等による自主財源の拡大と適正な確保を図っていく。

また、国、県の動向注視と情報収集に努め、有利な補助事業の導入と経費の削減に取り組んでいく。

限られた財源を有効に活用し、計画的、かつ健全で安定的な財政運営を図り、課題に的確に対応することで、豊かで明るい奈半利町の実現、町民の皆様が安心して暮らせる、住みやすい、住んで良かったと感じられる魅力ある奈半利町を目指して取り組んでいく。

○新型コロナウイルス 感染症対策について

（1）新型コロナウイルスワクチンの接種について

新型コロナウイルス感染症の感染や発症した際の重症化を防ぎ、ウィルスのまん延防止を図るために実施している。当町の接種状況は、令和3年9月3日時点で、12歳以上の対象者2、862人のうち、1回目接種済2、307人（80・6%）、2回目接種済2、164人（75・6%）となっている。今後も県や中芸広域連合と連携をしながら、感染拡大防止対策に取り組んでいく。

（2）奈半利町子育て世帯生活 支援単独給付金について

この給付金は、子育て世帯の負担に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による損害を見舞う観点から、所得制限を設けず、町内に住所を有する18歳までの児童（障害がある場合は20歳未満）を養育する方に、児童1人に対して3万円を支給するもの。令和3年8月20日から対

象世帯の方に通知書を郵送し、初回振り込みを9月9日に実施している。給付対象として令和4年2月28日までの間に出生した新生児も対象としており、順次受け付けを行っていく。

（3）奈半利町地域振興券について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民の皆様の生活支援、町内事業者の皆様の経営支援として新型コロナウイルス感染症対策事業を実施している。奈半利町地域振興券交付については、町民1人当たり2万円の地域振興券を令和3年7月21日に発送し、現在、登録いただいた町内79力所の店舗・事業所でご利用いただいている。

（4）新型コロナウイルス感染症対策工事について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、令和3年1月に発注していた、奈半利町公衆トイレ等改修工事は、6月末に完成した。引き続き、衛生環境の改善を図り、感染防止に取り組んでいく。

また、令和3年3月に発注し

ていた、奈半利町民会館窓改修工事及び学校体育館施設環境改善工事は6月末に完成、学校施設等手洗い場環境改善改修工事は7月末に完成した。

町民会館窓改修工事では窓サッシの取り替えによる換気対策、学校体育館施設環境改善工事ではスポットクーラー、冷風扇による換気・熱中症予防対策、学校施設等手洗い場環境改善改修工事では自動水栓等の整備により、手洗い時等での感染リスクの低減対策など、室内環境や衛生環境での感染予防につながっている。

今後感染症対策については、感染症の状況等に十分注意しながら、関係機関と連携し取り組んでいく。

○学校給食センターの 民間委託について

学校給食センター業務の調理・配送・洗浄・清掃分野の民間委託について、去る6月28日に実施した公募型プロポーザル方式による選考において、委託先を株式会社高南メディカルに決定、令和3年8月1日付で委託

契約を締結し業務を開始している。

委託業者への業務の移行に際し、町の会計年度任用職員等として7月末まで業務に従事されていた職員の方々が、委託業者の社員として引き続き雇用されること、業務委託後においても円滑な学校給食の提供が行える体制が整っているものと考えている。

学校給食は、子どもたちの身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割も果たすことから、委託業者との連携を図り、豊富な専門的知識や技術のノウハウを多いに活用し、子どもたちに充実した安心・安全でおいしい学校給食の提供に取り組んでまいりたいと考えている。

○町営住宅の空き家を 使用する地域対応活 用住宅について

町営住宅は、長期にわたって応募のない空き家が増加傾向となっている。一方では、若者や

U・I・Jターナー者が町内に移住するために必要な賃貸住宅が不足しており、住宅確保が喫緊の課題となっている。

そうした地域のニーズに応えるため、増加する町営住宅の空き家を、地域対応活用住宅として使用することを計画している。

6月の議会全員協議会での説明の後、8月には対象団地の入居者（自治会）への説明会を終え、9月下旬からの募集を予定している。

○町営工事について

（1）公共土木事業について

社会資本整備総合交付金事業による、町道大原西ノ平線、町道須川久礼岩線、町道平花田線の各改良工事を令和3年8月に工事発注し、年度内の工事完成を目指す、現在施工中である。

道路改良工事を通して、防災対策も行い、安全で快適な住環境の形成と災害に強いまちづくりを推進していく。

（2）水道事業について

令和3年2月に工事発注、施

工していた令和2年度奈半利町簡易水道布設替工事（1工区）・（2工区）は令和3年6月末に工事が完成した。

大規模な地震が発生した場合にも生命の維持や生活に必要な水を安定して供給するため、水道施設の耐震化を図り、ライフラインの確保に努めていく。

○災害について

令和3年7月16日から7月17日にかけて、時間最大雨量34mm、24時間雨量115.0mmの梅雨前線豪雨により農地災害1箇所（加領郷サデ地区）が発生し、現在、復旧に向けて、災害査定申請事務を進めている。

また、8月豪雨により、宇川地区において山腹崩壊が発生しており、現在、関係機関と協議等事務処理を進めており、早期の災害復旧に努めている。

○人づくり奨学金について

本町に有為な人材を育成することを目的とした奈半利町人づくり奨学基金給付制度について、本年度は、新たに大学等に

進学された学生8人、在学中の学生25人の合計33人の給付対象となる学生の皆さんに、修学状況に応じた入学料及び授業料の支援として、総額11,500,000円の給付を行った。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、世帯収入の減少やアルバイトができないなど、多くの学生の皆さんが生活面や学校生活において不安を抱えながら学生生活を送っている中で、この人づくり奨学基金給付制度の継続は、経済的支援として多くの役割を果たしていると思う。そのため、今後も人づくり奨学基金給付制度については、本町の次世代を担う若者の教育及び修学につなげる支援として、引き続き多くの学生の皆さんに活用していただけるよう取り組んでいきたいと考えている。

このほか中芸広域連合の取り組みについての報告が行われた。

議案

◆報告

○一般社団法人なはりの郷の経営状況について

平成28年3月に設立した一般社団法人なはりの郷から第6期事業年度の終了に伴い、その事業報告及び決算報告の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告をするもの。

◆人事

○教育長の任命同意

任期満了に伴う教育長の任命同意を求める議案が提出され、無記名投票の結果、濱内恵一氏が同意された。

住所 奈半利町乙670番地1
氏名 濱内 恵一

昭和37年7月10日生

賛成者全員（同意）

○教育委員会委員の任命同意

教育委員会委員の任期満了に伴い、徳能美穂氏を教育委員に任命することの同意を求める議案が提出され、無記名投票の結果、同意された。

住所 奈半利町乙1141番地

9

氏名 徳能 美穂

生年月日 昭和45年3月9日

賛成者全員（同意）

◆条例

○奈半利町教職員等住宅の設置及び管理に関する条例

奈半利町立学校に勤務する教職員等の住居を確保することを目的として整備する奈半利町教職員等住宅の設置及び管理に關し必要な事項を定めるもの。

賛成者全員（可決）

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町職員による住民団体の会計事務の不適正処理事案に対する管理監督者としての責任に鑑み、町長及び副町長の給料を減額する措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

賛成者多数（可決）

○固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法に代わり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたため、固定資産税の課税免除に關し関連規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町ふるさと景観条例の一部を改正する条例

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

賛成者全員（可決）

◆その他

○奈半利町過疎地域持続的発展市町村計画について

時限立法であつた過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、新法の過疎地域の持続的発展の支援に關する特別措置法が制定されたため、令和3年度から令和7年度までの奈半利町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するもの。

問 この特別措置法は、時限立法なのか。そうであれば期間は。

答 時限立法であり、期間は10年間となっている。

賛成者全員（可決）

◆予算

○令和3年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号

既定の歳入歳出予算の総額に213万円を追加し、歳入歳出

予算をそれぞれ6、711万円と定めるもの。

賛成者全員（可決）

○令和3年度奈半利町簡易水道事業特別会計補正予算第1号

既定の歳入歳出予算の総額に259万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ1億2、079万円と定めるもの。

問 水道料の滞納も債権回収機構が取り扱うことができるのか。

答 当初は取り扱いがなかったが、現在は水道料なども取り扱っているので、徴収をお願いする。

賛成者全員（可決）

○令和3年度奈半利町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

既定の歳入歳出予算の総額に15万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5、993万円と定めるもの。

賛成者全員（可決）

委員会調査活動報告

○令和3年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号

既定の歳入歳出予算の総額に264万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5億6、255万円と定めるもの。

賛成者全員（可決）

○令和3年度奈半利町一般会計補正予算第3号

既定の歳入歳出予算の総額に1億6、261万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ30億9、716万円と定めるもの。

賛成者全員（可決）

◆ 発 議

○コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済

的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方一般財源総額については、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税等に係る特例措置は、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

賛成者全員（可決）

総務民生常任委員会

（7月27日）

○町内のワクチン接種状況

町内の2回目の接種率は、町全体で47.0%、高齢者で76.9%である。今後も接種率の向上に努めるよう要請を行った。

○町内のひきこもり問題の現状

町で把握しているのは10人であるが、民生委員等と協力し、正確な現状の把握と適切な対応をするよう要請した。

○給食センター調理委託について

契約期間は、3年8カ月。現在給食センターに勤務している4人については、継続雇用をできるよう準備を進めている。

○米ヶ岡生活体験学校の管理について

条例の解釈や防犯面で問題があるようにも考えられる。十分に協議・検討し、施設の適正な管理に努めるよう求めた。

○教員住宅の進捗状況

横町分譲地に建設中の教員住宅の現地視察を行った。

（9月14日）

○決算の認定について

本会議において付託された令和3年第3回定例会議案第12号令和2年度奈半利町一般会計歳入歳決算の認定について、地域振興常任委員会と連合審査を開催し、原案のとおり認定すべきものと決定したが、職員が起した不祥事に鑑み、公金はもとより、準公金とみなされるもの

地域振興常任委員会

（8月5日）

○新規就農者について

水耕栽培就農にかかる設備費や、それに対する補助、また、収量などのデータを整理し、再度協議することとした。

○加領郷魚舎について

2回目の利用者募集を行っているが、応募がないようなら、なほりの郷が直営で利用することを考えているとのことであるが、条例に沿ったうえで、柔軟な運営をするよう要請を行った。

○観光関係事業の進捗状況

県地域観光課と交付金について協議を行っているところであ

についても、慎重かつ適正に取り扱い、職員による不正を未然に防止する対策を早急に講じるべきであるとの意見が出された。

【表決の状況】

賛成○、反対×

議 案	議 員	寺村真吾	安岡健	岩内博	小笠原良	森岡昌敏	安岡規雄	木下清	大西洋三	山中茂	結 果
奈半利町教職員等住宅の設置及び管理に関する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	×	○	○	○	×	○	可決
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町ふるさと景観条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町過疎地域持続的発展市町村計画について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和2年度漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和2年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和3年度漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和3年度簡易水道事業特別会計補正予算第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和3年度一般会計補正予算第3号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※ 議長は表決をしないことになっています。

り、計画が遅延している。年度内の完成に向け、全力で取り組むよう要請した。

○ふるさと納税再開へ向けての現状と課題

選考委員会の外部からの委員について協議を行った。また、地場産品の考え方や生産者への説明会の時期などについて協議を行った。

(9月14日)

○決算の認定について

本会議において付託された令和3年第3回定例会議案第8号令和2年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定及び議案第9号令和2年度奈半利町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務民生常任委員会と連合審査を開催し、原案のとおり認定すべきものと決定した。

議会運営委員会

(9月7日)

○令和3年第3回定例会の会期について

第3回定例会会期について、総務課長より提出議案の説明を受け、協議を行った。案件は、報告1件、人事案件2件、条例案件4件、決算5件、予算5件、その他の案件1件、そして一般質問の通告が5件であり、これらの審議を行ったための会期を13日から16日までの4日間と定めた。

広報編集特別委員会

(8月17日)

○議会広報研修会について

令和3年9月広報（議会だより）の編集・校正を行った。



小笠原 良 議員

不当に搾取された公金は 返還請求すべきだ！

弁護士等とも相談しながら
検討をしていく/竹崎町長

ふるさと納税再開に向けて

昨年5月寄付金の受け付けを自粛により停止、7月には指定取り消しとなり1年2カ月となった。来年7月申請10月再開に向けての多くの課題を考えると時間的余裕も少ない。再開に向けての見解を伺う。

問 二度と不祥事を起こさないためにも、再発防止に努め各種防止策等を徹底的に進めていると考えるが根幹となる幹部職、職員研修の実施内容を伺う。

答 井上総務課長

町の職員研修では、令和2年度に実施した研修回数1回である。令和3年度においては、4回の職員研修を計画しており、7月には、住民満足を意識し、住民からのさまざまな意見に対応する心構えや交渉の技法を学ぶことで住民サービスの向上を図ることを目的とした研修を実施した。特別職も、公務に支障が出ない範囲で研修に参加している。

問 返礼品選考委員会の役割の責任は重い。第三者の委員を入れての立ち上げだが複雑な制度の趣旨を深く理解しないと「追認委員」となりうる危険性が高い。見解は。

答 久武地方創生課長

外部委員の構成としては、県安芸地域本部、中芸地区商工会、農協奈半利支所、高知銀行、室戸漁業指導所の5者を予定しており、それぞれの分野においては、深い識見を有していると考えているが、国の掲げる納税制度の理念や、当町のこれまでの流れに関して、情報量が乏しいことは、理解している。そのため、今年の11月に開催予定の、第1回選定委員会までに、制度の趣旨についてご理解をいただけるよう、各委員に個別にお時間をいただき、十分に説明をさせていただく予定としている。

問 元課長補佐も9200万円の収賄を認めている。不当に搾取された公金である。町として告訴し返還請求すべきだと思いが今後の対応は。

答 竹崎町長

請求行為が可能かどうか、感情

論ではなく、法律上の問題であるので、冷静に専門家、弁護士等の意見も聞きながら判断していきたい。

私としては請求行為ができる、やりたいという方向で常に弁護士等にも相談しているところである。

登録有形文化財の保全、 保護、継承に向けて

奈半利町ふるさと景観条例ができて20年、その前年に保全・保護・活用と町の賑わい創出を目的に住民団体が結成され、ジャンルを問わないその活動履歴は町観光行政に大きく貢献している。そこで伺う。

問 第6次総合計画の基本施策の「歴史的観光資源の活用」をすすめる上の、「街並み散策」の中心的役割を担っている住民団体との共助・公助を、どのように進めていく考えか伺う。

答 東野地域振興課長

住民グループの活動に対しては、これまでもガイドブックの印刷や増刷、また、イベント活動に対して人的、資金的な支援を行っている。

今後においても、これまでの活動を継続いただけるよう、予算や人的支援について、可能な範囲で引き続き支援していきたい。

問 有形文化財等はその歴史的価値観にて成り立っているが、老朽化の為修復不可能な物も目に付く状況である。

修復費用の個人的負担にも限界がある。現状の補助限度額では保存・修理・復旧を含めると次世代まで譲ることは難しい。補助金額の増額を考えるべきではないか。見解は。

答 大西教育次長

補助額の内容については、文化財の保存事業等に関して国や県が実施している補助要綱や近隣の補助状況を参考とし、また、当町が個人等に対して補助を行っている他の補助事業額も参考にして総合的に考慮したものである。しかしながら、事案によっては、高額な費用を要することも考えられるので、さまざまな補助事業や財団等の支援制度について情報収集及び調査しながら活用できるように取り組んでいきたい。

役場職員の日常業務の危機管理について

日々の管理が不十分であったと

認識している／井上総務課長



生活体験学校の地域支援員管理委託について

問 地域おこし協力隊の女性が、米ヶ岡生活体験学校で、寝泊まりし、施設利用者の対応や施設の清掃等の管理業務に当たっている。公務員の立場であると思うが、管理を委託するに当たり、どのような委託契約を交わしているのか（利用車両等の管理方法、活動報告、事件事故に対する責任）。業務は学校の管理及び周囲の整備草刈り等であると思うが、毎日の作業はあるのか疑問に思う。公務員の仕事はこの程度なのか、民間の仕事は、大変厳しい。年間の利用状況について伺う。

体験学校の管理及び地域活性化に関する業務を行っている

答 東野地域振興課長

現在行っている活動については、体験学校の管理を行いつつ、米ヶ岡地区住民の皆様と交流を図りながら地域に溶け込み、里山の自然環境を生かしたジビエの活用や有機農業での自給自足生活、田舎料理を活用した農家レストランの開設などについての研究を行いながら定住のためのビジョンや地

域活性化に関する模索を行っているところである。

体験学校の年間利用状況については、令和元年度は、通学合宿1回、農業体験学習が8回、イベント・会議等で10回、一般利用が21回で延べ797人の利用。令和2年度は、感染症の影響もあり、農業体験学習で8回、イベント・会議等で4回、一般利用が6回で延べ383人の利用であった。



役場職員の日常業務の危機管理について

問 先日、役場職員の不適切資金管理で依願退職との記事が高知新聞に掲載された、ふるさと納税汚職事件に続いての不祥事である。役場管理職の業務報告チェック体制はどのようなものか。また、不祥事等に対する、議会報告は、どのタイミングで上がるのか。年度末、3月31日締め切り、5月31日に出納閉鎖で、決算は済んでいると思う。報告内容を伺う。今後の再発防止のためにも原因をしっかりと究明し住民への説明責任を果たすべきと思う。町議会議員や監査委員についても、町民から管理監督責任について「役に立たん議員は要らん」との厳しい声を受けている。引き出した本人に、今一度確認する考えはあるのかも伺う。

日々の管理が不十分であったと認識している

答 井上総務課長

業務に対する報告チェック体制については、簡易な書類で起案文書を付けずに決裁するものも含

め、課員が作成した書類を起案し、所属の課長補佐、所属課長、総務課長、副町長そして町長まで順に決裁をとることが通常の流れとなっている。

今回の事案については、団体に所属する会計の事務を任されており、一人の職員で事務が完結できる状態で、日々の管理が不十分であり、確認が甘かったものと認識している。

現在は、本事案の後、町職員が会計事務に携わっている団体等の洗い出しを早急に行い、通帳等を再確認するとともに、通帳と印鑑は複数人で管理するようにした。今後は、取り扱い方法について検討し、定めるとともに、各団体とも協議を行い適切な管理に努めていく。

また、議会への報告のタイミングについては、事案によって様々ではあるが、今回のような事案となれば、相手方への対応や事実確認など調査も必要であり、処分の方針も決定した時点で速やかに報告をさせていただいている。

羽根町加僧山の太陽光発電事業の維持管理について

事業者に対し、適切な維持管理を
要請していく／東野地域振興課長



ふるさと納税制度について

問 高知新聞などを参考に、質問させていただきたい。

この制度での贈収贈送事件の金額は多額であるが、2016年3月～2019年7月に課長補佐や親族がかかわっていた。この間の肉の仕入先、加工先、運送会社などがどこから発送したかを教えていただきたい。

町内で加工して、町内から寄附者に返礼品を発送

答 久武地方創生課長

まず前提として、ふるさと納税に関する事件については、現在裁判中で全容は解明されていないので、今までの裁判の記録により分かっている情報を基に、説明させていただきます。

裁判では当時、事件に係る精肉店から肉を仕入れていたとされる、2事業者の名前が出ている。その2事業者は、町内で加工して、町内から寄附者に返礼品を発送している。

その他、加工品ではなく精肉を返礼品としていた1事業者の名前が出ているが、その事業者は、町内で自分が育てた肉を、町外の事業者がスライスとパック詰め工程及び、寄附者への発送を委託していた。

その他の返礼品についても調査を

問 去年の10月5日の高知新聞に、ロシア産の魚介やホタテを返礼品代として町に上乗せして請求したと掲載されていたが、このロシア産の力二、北海道産のホタテを購入し、奈半利町で調理、荷造りをして送っていたのか。そういうことも今後調査してもらいたい。

また、公判で元課長補佐が9200万円の贈収贈送を認めているということがあるが、奈半利町として損害賠償請求等をする考えがあるか。

町ができる範囲で対応していく

答 竹崎町長

ホタテや力二等については、法律ができる以前の話である。それまでは国からの通知等により、返礼品についての協議をしていた。昨年4月以降は力二、ホタテ等は扱っていない。

今後の調査については、後日、担当課長と協議をしていただいたい。

専門家の意見を聞いて判断する

答 竹崎町長

法的にどこまで請求できるのかなど、専門家の意見を聞かないと

判断は難しい。現段階では請求云々の話は答弁できないことをご理解願いたい。

室戸市羽根町加僧山の太陽光発電事業について

問 平成29年9月に町と事業者が覚書を締結して、太陽光発電が始まったが、8月は奈半利町でも大雨が続いて川も濁った。この濁りは港周辺へも流れている。この濁りが続くと言ゴや海藻、貝などに多大な影響がある。この琵琶ヶ谷川は平成16年の大雨の時に、港にあった船も流され、家も何軒か浸水したことがあったため、地元住民は太陽光発電事業の影響を大変心配している。大雨のときの監視は十分にできているか。事業者とも協議等を行っているかを伺いたい。

維持管理要領書に基づき、管理を実施している

答 東野地域振興課長

室戸市羽根町のメガソーラーにおいては、平成29年9月に覚書、同年10月に環境保全協定の締結を行い、事業に着手、令和元年7月に高知県の開発行為の完了確認を経て、運用を開始している。

ご質問の「適正な管理を行い、災害防止に努めているか」については、事業者から令和元年7月の

運用開始時に維持管理要領書の提出をいただいております。その要領に基づき、管理を実施していただいている。

日常の管理については、管理会社により毎日実施する巡回、除草・泥上げなどの維持管理、また、異常気象時の管理として、時間雨量50mm/h、連続雨量200mmに達したときは全区域の点検を行い、問題箇所がある場合には応急対策を取っていただいている。

この維持管理状況については、毎年、事業者から町への報告があり、その実施状況について確認を行っている。異常気象時には、町においても琵琶ヶ谷川の濁水状況等について確認を行い、濁度の高い増水時などには事業者と連絡を取り、現地の確認をお願いしている。また、加領郷漁港への土砂流入防止対策の一つとして、現在、高知県安芸土木事務所におきまして琵琶ヶ谷川の砂防堰堤改築工事を進めていただいております。本年度工事を発注し、令和4年度に完成する予定である。

地域の良好な環境保全には、町、地域住民、事業者それぞれが連絡を密にし、事業管理者に適切な維持管理をお願いしていくことが大切であると考えている。

住民の声を聞くためにも 住民懇談会を再開する考えは

開催方法等を検討しながら、
来年度実施に向けて進めていく／竹崎町長



宇川入り口の山の崩壊 の早期解決を

問 宇川入り口の太陽光発電による山の崩壊の状況はどの程度か。

危険箇所の工事を早急に行い、住民の安全確保するのが第一である。それと同時に不法投棄の場所の危険度が高い。この認識はされているか。早期解決が求められている。見解は。

再生エネルギー導入は安全性と地域住民との共生が大前提である。最近、土砂災害や環境破壊が全国的に多く生じている。当町も太陽光発電施設が数箇所建設されている。早急な点検が必要。見解は。不法投棄は最初が大切、今後どう対応するか。

事業者と復旧方法や対策 について協議している

答 東野地域振興課長

崩壊の規模については、ドローンを活用した概略測量を実施しており、崩落幅、約22m、高さ70mとなっている。今後の対応については、現在、県安芸林業事務所、太陽光施設事業者と復旧方法や対策について協議している。解決策としては、要因の一つとなった施設内の排水対策について整備をしていただき、地盤の安定している個所に排水することが重要であると考えており、事業者には早急な対

応をいただくよう要請している。また、不法投棄による危険箇所については、私有地となるので所有者に適切な管理をお願いするほかに対策を取る方法がないと考えている。

3回目の不祥事について

問 米ヶ岡集落の団体公金の使い込み事件が発覚した。ふるさと納税事件裁判が進行中である。公判が行われたとき、テレビ新聞で報道され、そのたびに住民は心を痛め苦しんでいる。その矢先、3回目の不祥事事件が発生。改めてこのような事件を起こしてはならないと考える。住民も職員もやる気を失いつつある。深刻な事態である。どうすれば信頼回復できるか。町の元を取り戻すことができるか。住民も職員も力を合わせ頑張らなければならない。そのため次項について問う。

①住民が中心になった町づくり計画を策定していただく。住民の奈半利町を思う熱意、住民参加が元氣を取り戻す第一ではないか。見解は。
②住民の声を聞く姿勢が今ほど大切な時はない。住民懇談会を再開する考えは。
③職員のやる気をどうつくるか。自治体の仕事は住民の命とくらしを守り、福祉の増進を図るのが仕事である。多くの職員は住民のた

め頑張っている。職員は研修、法令の勉強はもちろんであるが、先進地の研修、成功しているところと成功していないところの研修を積極的に行うことが大切だと考える。見解は。

④町長が決めて、トップダウンでやるのではなく、課長会議などで提案などを出し合って討論で決める。結果についての責任は町長が負う。こういうことを徹底して行うことが大切だと考えるが見解は。
⑤3回も連続して不祥事が起きた。原因はどうかと聞いているか。再発防止と信頼回復をどう実現していく考えか。見解を示せ。

公務員としての自覚と倫理観の 欠如が主な要因と考えている

答 竹崎町長

当町では昨年度に第6次奈半利町総合計画を策定し、本年が9年間の計画期間の初年度となっている。この総合計画は、「将来のまちづくりや行政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針」となるもので町の行政計画の最上位に位置づけされている。また、策定については、各分野の代表者の方で構成される総合計画審議会に諮り策定している。

現状では、総合計画の推進にあたり、基本計画の段階や、具体的な施策の中で関係者、関係団体等の意見を聞き協議していくことに

努めているところである。

山中議員のご指摘は、計画を推進していく中で住民の皆様、関係団体等の意見をいかに反映していくかということだと考える。このことは、大変重要なことであり、課題でもあると考えている。

②、③のご質問である、住民懇談会、職員の視察研修等のことも大きく関係してくる。住民懇談会については、開催方法等は検討しながら、来年度実施に向けて進めていく。

④については、現在、役場の方針の多くは庁議や課長会で決定しており、私自身、トップダウンで決定しているという認識はもっていない。基本的にはできるだけ議論を重ねて決定に努めてまいりたいと考えている。

⑤については、このような職員による不祥事が起きた要因は、まず、各種団体等の所有に属する金銭等を町職員が職務上管理する場合における会計処理は、公金に準じて取り扱われるべきと考えているが、それを取り扱う仕組みが明確に整備されていなかったこと、また、職務上の管理監督の責任がある立場の者が、職務の把握や指導、定期的なチェックが適正に行われてなかったこと、さらに言えば公務員としての自覚と倫理観が欠如していたことが主な要因と考えている。

奈半利町文書整理保存規定に基づいて 公文書の管理が適正に行われているか伺う

適切な管理ができるよう是正していく／竹崎町長



**奈半利町文書整理規定に
基づいて適正に管理・
整理されているか伺う**

問 最近、公文書の取り扱いについて緊張感が欠如しているのではないかと感じている。過去2年間の間に私が議員活動の一環で様々な調査を行っているが、ほとんどの書類で申請書、決済書、許可書が全て同じ日になっている。

現実にはこのようなことが起きるのか、はなはだ疑問に思う。

行政で書類の取り扱いには非常に重要で書類に始まり、書類で完結すると言っても過言ではないと考える。基本中の基本である。日常における公文書管理に不備が多いと言わざるを得ない。

そこで文書整理保存においては適正に処理されているか？

公文書に対する奈半利町文書整理保存規定に基づいて伺う。

この文書整理保存規定は、公文書の重要性を明記した規定と認識している。

規定の内容は、保存期間が永久保存、10年、5年、3年、1年に種別されているが、内容が抽象的で解釈が非常に難しい。

それでは、過去10年間に於いて、保存期間が経過した公文書及び新たに追加された公文書が、適正に整理された件数、この規定の中において一番重要な、第1種11項の文書保存台帳を確認すれば簡単に答弁できると考える。

**文書管理台帳による
管理ができていない**

答 井上総務課長

文書の保存年限については、奈半利町文書整理保存規程により、その文書の内容に対し、永久保存から1年保存までの保存年限を設け、第1種から第5種までの種別に分類し定めている。処理の完結した文書については、各主管課において整理をするものとしている。

文書の廃棄については、その文書の内容等によって切断や焼却により処分しているが、各所属に委ねている状況にあり、また、完結文書の登録から廃棄までを管理する立場にありながら、文書管理台帳による管理ができておらず、現在の管理状況についてお答えすることができない。

問 実際、奈半利町文書整理保存規定に基づいて適正に整理されていない実態が明白になった訳で、まず基本である文書保存台帳が存在していないことが異常な状況であると執行部は認識しなければならぬ。

公文書がこのようなずさんな管理では、到底、町民の信頼が得られる訳もなく、職務怠慢としか言いようがない。

法令順守の観点からも非常に残念で言葉も見当たりません。今後の対応については、真摯にまた素直に受け止め早急な改善を求めたい。

なお、議会での答弁にはしっかりと責任を持ち、必ず履行していただきたい。

この件に関しましては、再度、履行されているか検証も行わなければなりませんので対応の程よろしくお願いいたします。また、職務に対する職員の緊張感の欠如を正す観点から、職員全員に対し町長からの訓示等を求める。最後に、このような実態が明白になったことに関して町長の見解を伺う。

文書管理の

是正をしていく

答 竹崎町長

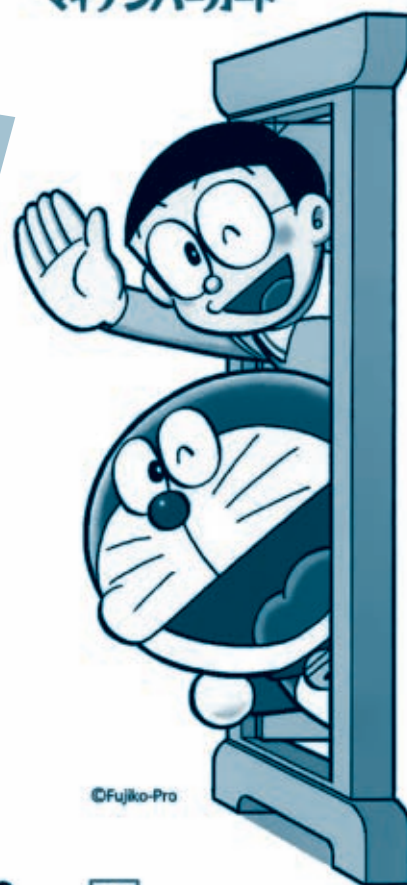
文書管理については、是正をしていかなければならないと考えている。書類の適切な管理ができておらず、書庫等も煩雑になっていることは現実であり、管理の前にきちんとした整理ができていないというこの表れでもあると考えている。ゼロベースから見直すという形で是正をしていきたいと考えているので、ご理解をいただきたい。

どこでも

もう
まだ？
そろそろ、
あなたも
マイナンバーカード

マイナンバー カード!

マイナンバーカードがあれば
どこでも オンラインで
カンタンに 行政&民間サービスの
手続きができるからべんり。



©Fujiko-Pro

たとえば…

**育児に関する行政手続きも
よりスムーズに!**



マイナンバーカードがあれば、保育所の入所や児童手当の申請が、スマホやパソコンからオンラインでOK。市区町村の窓口に行く必要がないから、いつでもどこでも手続きが出来ます。
※市区町村によってサービスが異なります。

**民間サービスでの
本人確認書類になる!**



オンライン決済における銀行口座との連携、オンラインでの新規証券口座開設や住宅ローンの契約手続きなどに利用することができます。
※マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォンまたはICカードリーダーとパソコンが必要です。

マイナンバーカードは4つの方法で申請できます



+

さらに全国で

申請サポートイベント開催!

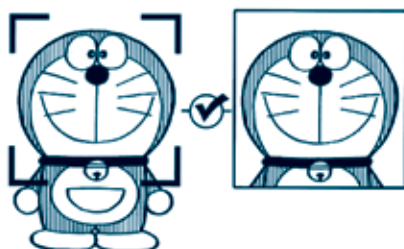
※イベントの詳細は、ホームページで公開しています。（「そろそろあなたもマイナンバーカード」で検索）

デジタル庁

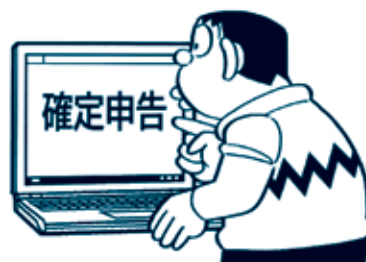
総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

マイナンバーカードでベシリなくらし



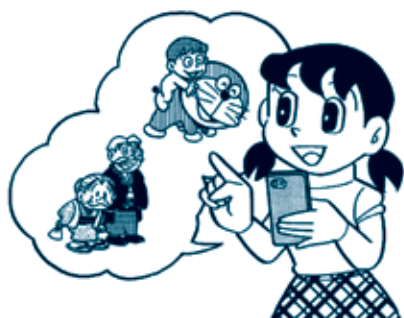
本人確認がすぐできる



オンラインで確定申告ができる※1



健康保険証として利用できる※2



子育てや介護の手続きが
スマホでカンタン※1※3



コンビニで住民票の写しなどの
公的な証明書を取得できる※3※4



証券口座開設など民間の
オンラインサービスで使える※1

※1 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

※2 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※3 市区町村によってサービスが異なります ※4 毎日6:30から23:00まで利用できます



さらに、将来的には
運転免許証との一体化も！
(2024年度末予定)

／ どこでも申請 ／

「QRコード付き交付申請書」に記載のQRコードを
読み取ればスマホでカンタンに申請できます！

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

詳しくはこちらの
QRをチェック！



どこでもドアが
ない方でも、
おうちなど、どこでも
簡単に申請できます



スマートフォンでマイナンバーカードを申請してみましょう！

総務省では、スマートフォンの電源の入れ方等の基本操作やマイナンバーカードの
オンラインの申請方法など、様々な講習会を全国で無料開催しています。



講習会のお問い合わせ先
(一財)日本データ通信協会
☎03-5974-0129

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者[※]が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。

※ 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人



免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

	保険料負担	年金受給額
国民年金納付者 [※] ※ 現在まで全額納付の方	納付	国庫負担分 保険料分
現在の免除制度 (全額免除の場合)	免除	国庫負担分 なし
産前産後期間の 免除制度	免除	国庫負担分 保険料分

■ 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

国民年金の保険料免除は全額免除の場合、将来の給付額は全額納付時と比べ2分の1となります。

この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることで、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

■ 産前産後期間は付加保険料が納付できます。

■ 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。

届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。(左面参照)
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住いの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。郵送でも手続きできます。

保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

* 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

■ 免除対象期間 [色の付いた部分が免除期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定日 [※]		
多胎の方				出産予定日 [※]		

※届出が出産後の場合「出産日」

よくあるご質問

Q1 出産後の届出はできますか？

A1 出産後でも届出ができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から翌々月までの6か月間となります。

Q2 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか？

A2 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

03 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときにどのような期間として扱われますか？

A3 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

04 産前産後期間も将来の年金受取額を増やすために付加保険料を納付したいのですが…

A4 産前産後期間は、他の免除制度とは異なり付加保険料を納付できます。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は戻ってきますか？

A5 保険料を前納されている場合、支払った保険料は全額還付（返金）されます。

手続きに必要なもの

① 申出書

日本年金機構ホームページ〔国民年金被保険者関係届書（申出書）〕からいつでもダウンロードし、利用できます。年金事務所または、市区町村の国民年金担当窓口に備え付けています。

- 個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
- 届出者本人が窓口で届書を提出の場合、個人番号カード（マイナンバーカード）を提示ください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示ください。
- ①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど
- なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面または①および②のコピーを添付してください。

[illegible]

② 母子健康手帳など^{※1} (出産後は、市区町村で確認ができる場合は不要です)^{※2}

- ※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
- ※2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

【国民年金被保険者関係届書(申出書)】
緑枠が、記入箇所になります。

体罰等によらない子育てを広げよう！

2020年
4月から
法律が
変わります！



みんなで育児を支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



子育ては いろいろな 人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんと、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所などとも連携して社会全体で支えていく必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



なぜ 体罰等は いけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

しつけと 体罰は どう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



ご相談は

奈半利町住民福祉課 TEL. 0887-38-4012

虐待かもと
思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

189

※一部のIP電話からは
つながりません。

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。

POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみるのもよいでしょう。
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。
- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。





高知県が運営する「高知で恋しよ!!マッチング」が
使いやすくリニューアル！
スマホやパソコンから、
気軽にお相手探しができるようになりました！

いつでも、 どこでも、 お相手探し。

2021年
9月7日 火曜
RENEWAL!

新規入会料 今なら半額 キャンペーン

※20代～30代対象、先着80名



いつでも、どこでも
お相手を探せる！



これまでこうち出会いサポートセンターまで出向かないと閲覧できなかったお相手のプロフィールやお見合いの申し込みが、スマホやPCから「いつでも、どこでも」できるようになりました!!

※従来通りこうち出会いサポートセンターでプロフィール閲覧やお見合いの申し込みをすることも可能です。

今なら半額の5,000円で
入会できる！



「高知で恋しよ!!マッチング」のリニューアルを記念して、20～30代の新規入会の方、先着80名様の入会登録料(通常10,000円/2年)を半額に。お早めにお申し込みください！

※土佐清水市、宿毛市、四万十町、佐川町、越知町、仁淀川町、芸西村、馬路村では入会登録料の助成を受けられます。各市町村にお問い合わせください。

高知県が
運営しているから安心！



「高知で恋しよ!!マッチング」は高知県が運営するマッチングシステム。これまでに「高知で恋しよ!!マッチング」を通してお見合いされたカップル数は2,000組、カップル成立数は800組以上と安心の実績を誇ります！



こうち出会い
サポートセンター
Kochi Encounter Support Center
高知・安芸・四万十
☎088-821-8081



センターの運営は、県から委託を受けた一般社団法人高知県法人会連合会が行っています。高知県は、ひとりひとりの生き方を尊重しながら、それぞれの希望に応じて「自分らしく」活躍することを応援しています。「結婚」などは、個人の自由であり、その他にも様々な生き方があるものと私たちは考えています。高知県は、それぞれの意思に基づいた生き方を応援するとともに、その一環として「出会い」や「結婚」への支援を希望する方々の応援をしています。

RENEWAL CAMPAIGN

消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のもののについて、次の内容を確認してください。

適応火災マークを確認してください!



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



適応火災のマーク



普通火災用



油火災用



電気火災用

消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年(住宅用消火器はおおむね5年)です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。

消火器のリサイクルにご協力ください
●回収された消火器は、解体され部品材はリサイクルされています。
●旧規格では、消火器を廃棄に分別処理し約7%はリサイクルされています。
●ご活用になった消火器を分別される場合は、お近くの販売店または製造元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

製造年	年
製造番号	
設計標準使用期限	2021 年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。

ご不要になった消火器は

中芸広域連合消防本部予防係

までご連絡ください。



中芸広域連合消防本部予防係

〒781-6410 高知県安芸郡田野町1440-1

TEL: 0887-38-2648

安芸税務署からのお知らせ

事前予約制 消費税インボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。登録事業者になるには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に申請が必要です！

「制度について知りたい」という方は、説明会(無料)にぜひご参加ください。

■説明会の開催日程

説明会は事前予約制ですので参加される方は下記のお問い合わせ先にお電話いただき、事前の予約をお願いします。

開催日	開催時間	定員	開催場所
12月15日 (水)	10:30~11:30 (60分)	15名	安芸税務署 (安芸市矢ノ丸4丁目5番地7)

- ※1 感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
 ※2 感染症等の状況またはその他の事情により、延期もしくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合はご予約いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

インボイス制度に関する最新の情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイト



YouTube 国税庁動画チャンネルでは、消費税インボイス制度説明会と同様の内容について、無料動画を公開しています。



●問い合わせ先

〒784-0001 安芸市矢ノ丸4丁目5番地7 安芸税務署 調査部門
☎0887-35-3115

電話によるお問い合わせ等は、自動音声案内により案内していますので、「2」を選択(プッシュまたはダイヤル)してください。

令和3年以降の年末調整説明会開催取りやめのお知らせ

税務署主催で実施していた年末調整説明会は、令和3年以降実施しないこととしました。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに「年末調整特集ページ」の作成を予定(11月掲載予定)していますので、こちらのページをご覧ください。

法律相談

- ◆と き 12月23日(木) 13時~15時
 ◆ところ 奈半利町福祉センター
 *相談無料 1人30分で予約制(事前予約が必要です)

●相談受付
 安芸ひまわり基金法律事務所 ☎0887-35-8200



田野病院 新任医師着任のご案内

9月1日付で、三宅陽一郎医師(循環器内科部長・心臓血管外科部長)が着任しましたので、謹んでお知らせいたします。

今後とも、より一層充実した地域医療の発展に向けて力を注いでまいりますので、よろしくお願いいたします。



●三宅医師から一言●

長年、高知医療センター心臓血管外科にて勤務しておりましたが、地域の方々とより密接な治療に関わりたいという思いから、田野病院にて勤務することとなりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

《専門医・資格》

日本心臓血管外科学会修練指導医
日本心臓血管外科学会専門医
日本外科学会専門医

全国道路・街路交通情勢調査

自動車起終点調査

～自動車の利用実態に関する調査～へのご協力をお願いします

国土交通省では、都道府県、高速道路会社などと連携して、9月から11月までの間、全国で自動車の使われ方などを調べる全国道路・街路交通情勢調査を実施しています。この調査のうち、自動車起終点調査については、無作為に選定した自動車を保有する人・事業者の皆さんに対して、自動車検査登録ファイルに記載の住所に調査票を送付し、自動車の利用実態をお答えいただく調査となっております。

調査結果は、道路の計画などの基礎となる重要な資料となるものですので、調査への協力をお願いいたします。

●問い合わせ先

サポートセンター ☎0120-888-517 ※午前9時～午後6時(日、祝日を除く)

最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和3年10月2日から施行することとしました。

この決定により、令和3年10月2日以降分として労働者に支払う賃金は、

1時間820円以上としなければなりません。



●問い合わせ先 高知労働局賃金室 ☎088-885-6024

お知らせ

詳細については、奈半利町地域振興課まで(☎38-8182)

図書新聞

11月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙1207-2

OPEN 9時～17時

毎日、お昼の1時間(12時～13時)が閉まっていますので
ご注意ください。



ようやく涼しくなり、読書にぴったりの季節ですね。今年で4回目となる「ノンフィクション本大賞」が決まる頃になりました。ノンフィクション作品は、次の6冊となっております。この機会に、いつもとちがうジャンルや、ノンフィクションにも挑戦してみてくださいね。ご利用お待ちしております！



11月購入予定本

小説(単行本)

●月曜日の抹茶カフェ

●監禁 シベリアの陰謀 青山美智子
●民王 池井戸潤

●ペッパーズ・ゴースト

●さよならも言えないうちに 伊坂幸太郎
●ボーダーライト 川口俊和

●かぞえきれない星の、その次

●の星 今野敏
●ヒポクラテスの悔恨 重松清

●虚魚

●総理の夫 原田マハ
●透明な螺旋 東野圭吾

●蝶の眠る場所

●ミカエルの鼓動 道尾秀介
●N 柚月裕子

●小説(文庫本)

●鎌倉つづき案内所 青山美智子
●警視庁文書捜査官 ④⑤⑥ 麻見和史

●ザ・ジョーカー 大沢在昌

●駕籠屋春秋―新三と太十③

●殺した夫が帰ってきました 岡本さとる
●君は永遠にそいつらより若い 桜井美奈

●めもと相談屋奮闘記③④⑤

●ミッキーマウスの憂鬱 野口卓
●たび 松岡圭祐

●警視庁分室刑事①②③

●緋色の研究 他3作品 南英男
●コナン・ドイル などなど

●その他

●ノンフィクション本大賞ノミ
●ネット作品6冊
●アホか。 百田尚樹

●老いる意味

●無理ゲー社会 森村誠一
●日本を前に進める 河野太郎

●美しく強く成る男へ

●こんな家族なら、いい。 高市早苗
●ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブル 尾添椿

●で、ちよつとブルー2

●ブレイディみかこ

こども

●リラックマ4クママンガ
①② コンドウアキ
③④⑤⑥ しずくちゃん③⑦しずくの森

●チーム怪盗JETT②③

●青星学園★チームEYES
Sの事件ノート③④⑤⑥
絶叫学級③コンプレックスの奴隷編

●絶望鬼ごっこ⑦

●昔話法廷へSeason5
ふしぎ駄菓子屋 銭天堂⑩
ムーミン谷のなかつまたち、

●真冬のご先祖さま

●おふとんとさんとおはようの
あさ コンドウアキ
3ぶんでねむくなるえほん

●ゾンビハムスターねずみ

●宿題ファイター 原田たけし
／よしながこうたく などなど

ジョブカフェこうちのオンライン相談をご利用ください

高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)ではオンライン相談を行っています。WEB面接の練習にもお気軽にご利用ください。

相談日時 年末年始を除く毎日、午後、1回30分程度(3営業日前までに要予約)
内 容 キャリアコンサルタントによる就職相談、WEB面接練習
 ※就職相談の他にも、職場体験などのメニューで若者から就職氷河期世代(35~50歳)の就職を支援しています。

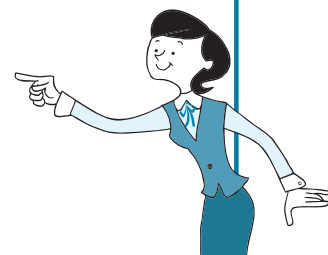


お問い合わせ先

高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)

【本部】高知市帯屋町2丁目1-35

TEL 088-802-1533 詳しくはこちら →



つゆ草

小賀玉も 櫓も吹かれ 初嵐 セツ子
 遠き日や 芋の蔓はぐ 姉たちと つね子
 線香を 灯して墓参 姉忍ぶ さち子
 トンボ飛び 夕焼色に 景色染め ちえ
 色づくを 待てば無花果 啄まれ いさみ
 ちぎれ雲 ピンクに染まり 今朝の秋 いくよ
 通り雨 過ぐ民宿の 葡萄棚 セツ子
 芋掘れば 通りがかりに ニッソウ つね子
 淡皮の 艶良く照りて 栗かんろ さち子
 フスモスや 幸せ届く ピンク色 ちえ
 十六夜の 月中天に 風荒ぶ いさみ
 さわやかな 風に吹かるる 蛭蝶 いくよ

*9月号訂正
 9月号に掲載したつゆくさに誤字がありましたので訂正いたします。
 敗戦忌 十二の頃を 想ひ居り つね子

氏名	死亡年月日	性別	年齢	地区名
太田 誠	R3・4・3	男	52	六本松
藤田 小留	R3・5・19	女	102	二区
谷末 昌一	R3・5・22	男	87	下長田
濱内 節子	R3・7・19	女	88	立町
山中 鶴市	R3・7・22	男	89	西ノ平
吉田 實延	R3・7・29	男	87	六本松
佐川 順一	R3・8・27	男	80	横町
山村 忠志	R3・8・29	男	77	生木
天野 良男	R3・9・6	男	81	下長田
島崎 笑子	R3・9・10	女	77	立町
市東 恒雄	R3・9・19	男	78	二区
田中 敬朗	R3・10・10	男	91	樋ノ口
松本真由美	R3・10・14	女	57	法恩寺



お悔やみ



★謹んで
お悔やみ申し上げます

氏名	生年月日	性別	父	母	地区名
安岡 詩	R3・8・1	女	威昌	千里	下長田
寺村 悠里	R3・9・18	女	章宏	真樹	港町
中屋 奏音	R3・9・26	男	順治	萌衣奈	下長田



およろこび



☆おめでとうございませう



フレイルってなに？

年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性が高くなります。

大事なことは、早めに気づいて、適切な取り組みを行うこと！！

そうすれば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。



こんなことありませんか？
このような傾向はフレイルかもしれません！



- ☐ おいしくものが食べられなくなった
- ☐ 疲れやすく何をするのも面倒だ
- ☐ 体重が以前よりも減ってきた



フレイル予防の3つのポイント

②身体活動

ウォーキング・ストレッチなど

身体活動は筋肉の発達だけでなく食欲や心の健康にも影響します。今より 10 分多く体を動かしましょう！
いきいき百歳体操をするのもいいですね！



①栄養

食事の改善

食事は活力の源です。バランスのとれた食事を3食しっかりととりましょう。また、お口の健康（口腔ケア）にも気を配りましょう！



③社会参加

趣味・ボランティア・就労など

趣味やボランティアなどで外出することはフレイル予防に有効です。自分に合った活動を見つけましょう！

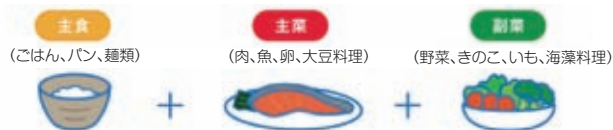


フレイル予防のための食事のとり方

①3食しっかりととりましょう！



②1日2回以上、主食・主菜・副菜を組み合わせせて食べましょう！



③ いろいろな食品を食べましょう！

★たんぱく質は十分にとれていますか？

これら全部食べれば1日に必要なたんぱく質がとれます。☑チェックしてみましょう

肉



☐ 薄切り肉
3枚ほど

魚



☐ 1切れ

豆腐



☐ 1/3丁

卵



☐ 1個

牛乳



☐ コップ1杯

(厚生労働省：令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業より)

ぱぱっと簡単レシピ

サバ缶とキャベツのみそ和え



材料（2人分）

サバのみそ煮缶(汁ごと) 190g
キャベツ(千切り) 200g
A) しょうゆ 小さじ1
A) 黒こしょう 少々
小ねぎ(小口切り) 適量



作り方

- 1 ボウルにサバのみそ煮缶を汁ごと入れて、身をほぐします。
- 2 キャベツとA)を入れてさらに混ぜ合わせます。
- 3 お皿に盛り、小ねぎをのせて完成です。

疲れていたり、忙しかったりして、食事を作るのもおっくうなときはありませんか？そんなとき、簡単に手早く作れる1品です！

サバ缶の汁の中にも水に溶けだしている栄養素が多いため、くまなく摂るためには汁ごと料理に活用するのがおすすめです。
また、サバ缶に含まれる骨は柔らかいため、骨ごと食べることができます。骨粗鬆症が気になる方にはおすすめの食材です。

エネルギー：199kcal たんぱく質：14.6g 食塩相当量：1.2g カルシウム：213mg

～運動会～ 「みんなが輝く運動会！」

10月9日(土)に運動会が行われました!今年もコロナウイルス感染予防のため様々な制限はありましたが、運動会当日は、天気にも恵まれ子どもたちは暑い中、一生懸命頑張っていました。



～芋掘り～ 「大きなお芋がいっぱいとれたよ!!」

10月21日(木)に、米ヶ岡へ芋掘りに行ってきました。道中のバスの中では、「大きいお芋できょうかな!？」と楽しみにしている様子が見られました。実際に掘ってみると大きいお芋もあれば小さくてかわいいお芋もありました。その後食べたお芋カレーもおいしくておかわりをする子どももいました。



～サンゴ体験～

10月5日(火)に年長組がサンゴ体験に行ってきました。海のいきものを近くで見たり触ったりして、子どもたちは興味津々な様子でした。サプライズでキンメにゃんにも会え、子どもたちも喜んでいました。

